

令和 8 年度学校給食事業計画書

○基本事項

- (1) 給食実施日 令和 8 年 4 月 1 3 日 (月) から令和 9 年 3 月 2 3 日 (火) まで
- (2) 年間回数 小学校 1 8 2 回、中・義務教育学校 1 8 1 回
(別紙学校給食実施予定表のとおり)
- (3) 基本食数 約 3, 8 0 0 食

○月額給食費

- (1) 小学校及び義務教育学校 (前期課程)
5, 2 0 0 円 (1 食単価 3 0 0 円)
- (2) 中学校及び義務教育学校 (後期課程)
6, 0 0 0 円 (1 食単価 3 5 0 円)

※ 1 食単価は、月額給食費に 11 ヶ月 (8 月は 9 月分と合わせて徴収するため) を乗じて、年間給食実施回数の基準となる 189 日で除したもの (10 円未満四捨五入。令和 7 年度までは円単位→10 円単位に変更)。

※ 令和 7 年度以降、学校給食費を無償化したため、児童生徒の保護者の負担はない。

※ 日高市学校給食費の徴収に関する規則第 5 条第 1 項に規定する「給食回数が最多の月」は 6 月及び 10 月 (21 回) とし、同規則同条同項に規定する「10 日以上少ない月」は 7 月 (11 回) とする。よって、不規則喫食教職員等の給食費については、7 月に限り 4 回 (通常月 5 回) 以上給食の提供を受けなかったとき、その月の給食費の額は、1 食当たりの給食費の基準額に給食の提供を受けた回数に乗じて得た額 (日割額) とする。

(3) 米飯日数の見直し等

ア 米飯の急激な価格上昇に対応し、米飯の回数を減らしパン・めんを増やす。

1 週当たり、ご飯 3 回、パン・めん計 2 回 (腹持ちのよいめんを優先させる) を基本とする。

イ おかず 1 品増の日数とデザートを提供回数を増加する。

ウ まちづくり寄附金の活用 (案) 選べるクリスマスケーキ、地元特産物を使った特別メニュー、地元企業等の製品を使った特別メニュー

○主な事業内容

(1) 地場産物使用の強化

- ・彩の国ふるさと学校給食月間での取り組み（6月・11月）
- ・全国学校給食週間での取り組み（1月下旬）
 - ※特産物のうど等を使った給食の提供
- ・地元農家による契約栽培農産物（とうもろこし）の提供
- ・学校農園で収穫した食材の使用
- ・お茶の日の実施

(2) 食材・食器の定期的な検査

- ・肉などの衛生検査（細菌類）、食器の残留物検査（でんぷん・タンパク質など）

(3) 食物アレルギー対応

- ・卵（鶏卵、うずらの卵）などの除去食の提供
- ・卵、乳を使用したデザートなどの代替品の提供

(4) 弁当の日の実施

- ・食材や食に携わる人への感謝の気持ちを養うことなどを目的に年1回実施

(5) 子どもたちの体験の場の提供

- ・社会体験学習（中学生）の受入れ

(6) 学校給食センターにおける学校給食試食会の開催

- ・各学期1回ずつ開催予定

(7) 日高市市制施行日（10月1日）における記念献立

- ・日高市ゆかりの献立の提供